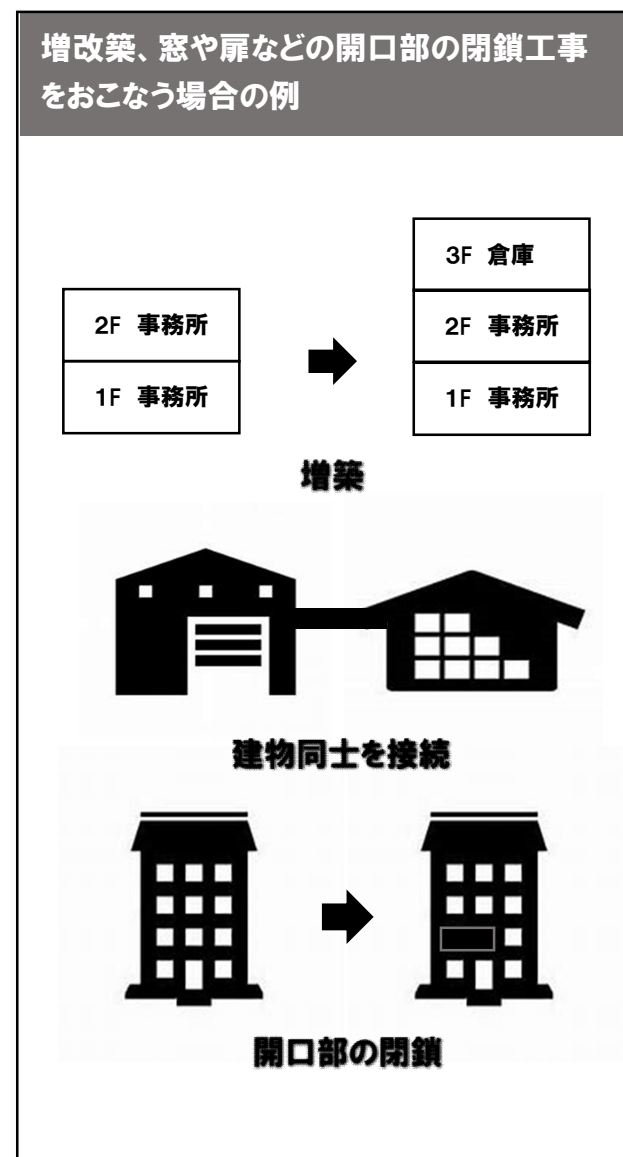
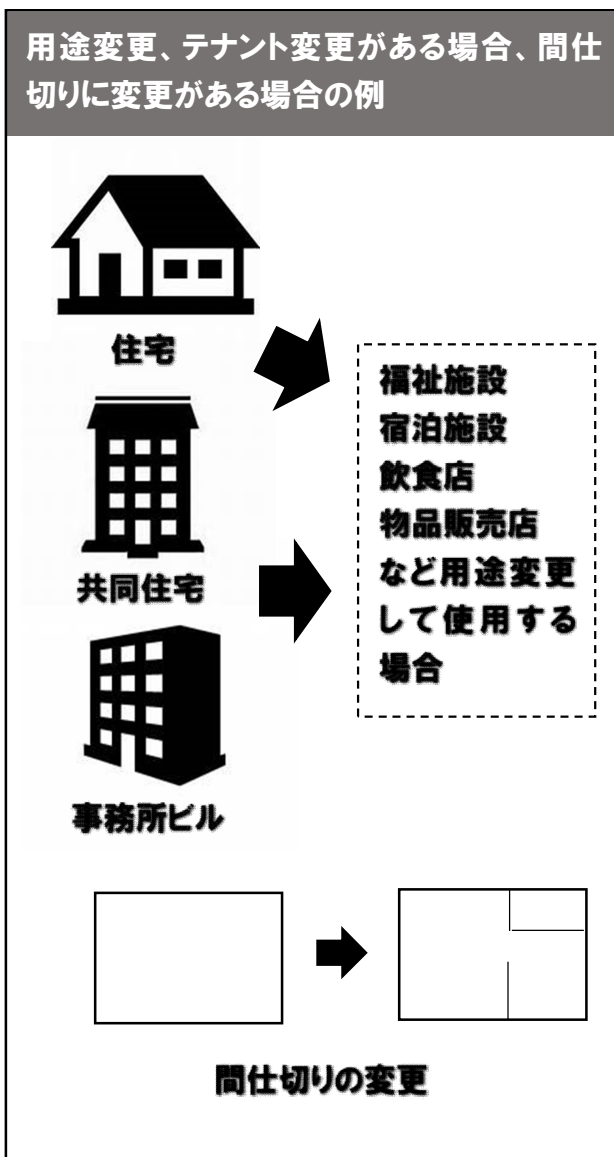


消防法令等の違反になる場合があります！ 建物の増改築、用途変更、テナント入居の際は、 事前に消防署へ相談を！



※近年では古民家を飲食店や物品販売店に用途変更されることが多くなっていますが、消防用設備等の設置が不要な場合でも消防署への届出が必要です！

建物(一般住宅を除く)には、消防法令によりさまざまな防火安全対策が求められています。住宅を宿泊施設に変更する場合や新たに庇を設け面積が増える場合、建物同士を接続することで面積が増える場合などは、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などが新たに必要となることがあります。

それらを知らずに工事をしてしまった場合、消防用設備等の設置や工事のやり直し、又は増改築部分の取り壊しなど、想定外の出費にもつながりかねません。そうならないためにも、建物の用途変更や増改築などをお考えの際には事前にご相談ください。

◎行政処分の対象となる場合があります。

必要な消防用設備等の設置命令、使用停止命令など消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。

お問い合わせ先

西はりま消防組合	消防本部	予防課	0791-76-7120
相生消防署	総務予防課		0791-23-7119
たつの消防署	総務予防課		0791-64-3175
宍粟消防署	総務予防課		0790-62-8201
太子消防署	総務予防課		079-276-1191
佐用消防署	総務予防課		0790-82-3874

※建築物の所在地を管轄する消防署にお問い合わせください。
佐用町光都及び上郡町光都はたつの消防署の管轄となります。